



埼労発基1539号
平成25年9月4日

全建総連埼玉土建一般労働組合 御中

埼玉労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部
を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

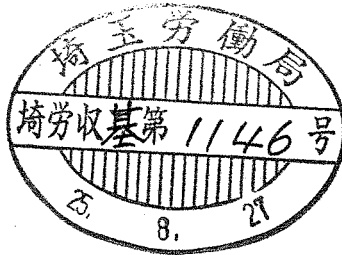
さて、平成25年8月13日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第234号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第96号）により、別添のとおり1，2-ジクロロプロパンを特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けました。本改正政省令につきましては、平成25年10月1日より施行することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



基 発 0827 第 6 号
平成 25 年 8 月 27 日

都道府県労働局長 殿



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第234号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）が平成25年8月13日に公布され、平成25年10月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、別紙関係事業者等団体の長あて傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

大阪の印刷事業場で印刷機の洗浄又は払拭の作業を行っていた労働者が胆管がんを発症したのは業務によるものであるとして平成24年3月以降に労災請求がなされた事案は、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書（平成25年3月14日）において、使用していた洗浄剤に含有する1, 2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされた。改正政令は、専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲等を拡大するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正（改正政令本則関係）

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の表示（以下単に「表示」という。）をしなければならない物（以下「表示対象物

質」という。)として、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(当該厚生労働省令として、改正省令による改正後の労働安全衛生規則第30条及び別表第2において1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の0.1%以上の製剤その他の物を規定。)を規定したこと。(施行令第18条関係)

イ 1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第39条第4項及び別表第5においてこれらの含有量が重量の1%を超える製剤その他の物を規定。)を製造し、又は取り扱う業務を法第66条第2項後段の健康診断(以下同項前段の健康診断と併せて「特殊健康診断」という。)の対象業務として規定したこと。(施行令第22条第2項関係)

ウ 特定化学物質の第2類物質に1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第2条第2項及び別表第1において1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える製剤その他の物並びにそれ以外の物で、1, 2-ジクロロプロパン及び施行令別表第6の2の有機溶剤(以下単に「有機溶剤」という。)の含有量が重量の5%を超える製剤その他の物を規定。以下「1, 2-ジクロロプロパン等」という。)を追加したこと。(施行令別表第3関係)

これにより、1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定及び特殊健康診断(以下「作業主任者の選任等」という。)を行わなければならないこととなること。

エ 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う作業等のうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。(施行令第6条、第21条、第22条関係)

オ 健康管理手帳を交付する業務に、1, 2-ジクロロプロパン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。))を追加したこと。なお、「清掃の業務」とは、「洗浄又は払拭の業務」と同義であること。(施行令第23条関係)

(2) 施行期日(改正政令附則第1項関係)

改正政令は、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

(3) 経過措置(改正政令附則第2項から第4項まで関係)

ア 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う作業については、平成26年9月30日までの間は作業主任者の選任を要しないこととしたこと。(改正政令附則第2項関係)

イ (1)のアの表示をしなければならない物であって、改正政令の施行の日(平成25年10月1日)において現に存するものについては、平成26年3月31日までの間は、表示の規定は適用しないこととしたこと。(改正政令附則第3項関係)

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、平成26年9月30日までの間は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。（改正政令附則第4項関係）

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 健康管理手帳交付対象の屋内作業場（安衛則第52条の9関係）

健康管理手帳交付対象となっている第1の2（1）オの業務を行う場所を、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第2項各号に掲げる場所）としたこと。

イ 健康管理手帳交付要件（安衛則第53条関係）

健康管理手帳を交付する要件として、第1の2（1）オの業務に3年以上従事した経験を有することと規定したこと。

ウ 表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものが規定されたことに伴い、これらの物質に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。）を0.1%と規定したこと。

エ 計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）

特化則第38条の8において準用する有機則第5条又は第6条に基づき設置される1, 2-ジクロロプロパン等の蒸気の発散源を密閉する装置、局所排気装置等について、これらを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合の安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく届出の対象とすることとしたこと。

また、特化則第2条の2に規定する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

(2) 特化則の一部改正（改正省令第2条関係）

ア 1, 2-ジクロロプロパンの「エチルベンゼン等」への追加（特化則第2条、別表第1関係）

1, 2-ジクロロプロパンについては、国内で長期間にわたる高濃度のばく露があった労働者に胆管がんを発症した事例により、ヒトに胆管がんを発症する可能性が明らかになったことに加え、国が専門家を参集して行った化学物質による

労働者の健康障害防止に係るリスク評価（以下「リスク評価」という。）において、洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に高濃度のばく露が生ずるリスクが高く、健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、この物質は、有機溶剤と同様に溶剤として使用される実態があり、それに応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、「エチルベンゼン等」として規定したこと。（特化則第2条関係）

また、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあるため、その予防の観点から、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（別表第1第19号の2）に加えて、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下であって、1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物（別表第1第37号）を「エチルベンゼン等」として規定したこと。

イ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る特化則の規定の適用等（特化則第2条、第12条の2、第24条、第36条の5、第38条の8、第41条の2関係）

（ア）「1, 2-ジクロロプロパン等」のうち、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、特化則第2章に規定する措置のほかは特定化学物質及び第2類物質に係る措置の対象とすることとし、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下の製剤その他の物については、1, 2-ジクロロプロパンによる慢性障害のリスクが低いことから、通常の作業時の健康障害防止措置を定める規定は、原則として適用しないこととしたこと。

ただし、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下の製剤その他の物についても、特化則第25条第1項及び第4項の規定等、有機則において同様の措置が規定されているなど、蒸気による中毒の予防の観点から必要な措置を定める規定については適用することとしたこと。（特化則第2条、第12条の2、第24条関係）

（イ）1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物に係る作業環境測定及び特殊健康診断については、1, 2-ジクロロプロパンが有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、1, 2-ジクロロプロパンと併せて有機溶剤の空気中の濃度の測定の実施及び有機溶剤に係る特殊健康診断の項目についての特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。（特化則第36条の5、第41条の2関係）

（ウ）1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う印刷機等の洗浄又は払拭の業務（以下「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）について、1, 2-ジクロロプロパンが溶剤として使用されている実態があり、その実態に応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、特化則第5条の規定及びその関連規定の対象とせず、有機則第1章から第3章まで、第4章（第19条及び第19条の2を除く。）及び第7章の規定を準用することとしたこと。（特化則第38条

の8関係)

- (エ) 1, 2-ジクロロプロパン等に係る特化則の適用については別紙1を、1, 2-ジクロロプロパン等について準用する有機則の規定については、別紙2を参照すること。
- ウ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る適用除外(特化則第2条の2関係)
 - (ア) リスク評価の結果、1, 2-ジクロロプロパン等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが低いと判断されたため、次の業務については作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。
1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務
 - (イ) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務には、金属製品等の洗浄等の業務(例えば機械又は工具の洗浄、金属部品又は製品の脱脂等)が含まれること。
 - (ウ) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務には、例えば、1, 2-ジクロロプロパンを原料として製剤等を製造する業務、他の有機化合物を製造する過程で生成する1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務、洗浄用溶剤を製造する工程における1, 2-ジクロロプロパンのろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務等が含まれること。
 - (エ) 特化則第2条の2に規定される業務は、(ア)のとおり労働者の健康障害のおそれは低いと判断されたものであるが、1, 2-ジクロロプロパンは、長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がんを発症し得ると医学的に推定されるなど、その有害性が認められる物質であることから、これらの業務については、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示(平成24年10月10日 健康障害を防止するための指針公示第23号)」(がん原性指針)により、ばく露を低減するための措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の作業場への掲示等必要な措置を講ずること。
- エ 1, 2-ジクロロプロパン等の貯蔵場所に設置する設備(特化則第25条関係)
 - (ア) 特化則第25条第5項第1号の「設備」とは、施錠、縄による区画等をいうこと。
 - (イ) 特化則第25条第5項第2号の「設備」とは、窓、排気管等をいい、必ずしも動力により1, 2-ジクロロプロパン等の蒸気を排出することを要しないこと。
- オ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業主任者(特化則第27条、第28条関係)
 - (ア) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業主任者については、1, 2-ジクロロプロパンが溶剤として使用される実態に応じた適切な作業の管理を行わせるため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないこととしたこと。このため、特定化学物質及び四

アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することはできないことに留意すること。

(イ) 特化則第38条の8において準用する有機則第2条又は第3条の規定により、1, 2-ジクロロプロパン等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合等には、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下の製剤その他の物に係る洗浄又は払拭の業務に限り、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

カ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業環境測定(特化則第36条、第36条の5関係)

(ア) 事業者は、1, 2-ジクロロプロパン又はこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて印刷機等の洗浄又は払拭の業務を行う作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。

(イ) (ア)の測定のほか、事業者は、1, 2-ジクロロプロパンが有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物(以下「1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物」という。)を用いて屋内作業場で印刷機等の洗浄又は払拭の業務を行う場合には、1, 2-ジクロロプロパン及び施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤の空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。

(ウ) 特化則第38条の8において準用する有機則第3条の規定により、1, 2-ジクロロプロパン等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(イ)の測定の実施を要しないこととしたこと。

(エ) 従来は、令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物(令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。)については、「エチルベンゼン有機溶剤混合物」としていたところであるが、今般、「エチルベンゼン等」に1, 2-ジクロロプロパンが追加されたことにより、「特定有機溶剤混合物」と名称を変更したこと。(第41条の2において同じ。)

キ 作業環境測定の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保存(特化則第36条の2、第36条の5関係)

(ア) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。)を行う屋内作業場について、作業環境測定及びその結果の評価を行い、これらの結果の記録を30年間保存しなければならないこととしたこと。

(イ) カの(イ)の測定の結果及びその評価の結果の記録については、3年間保存しなければならないとしたこと。

ク 洗浄設備(特化則第38条関係)

特化則第38条における洗たくのための設備の設置には、労働者の使用した作業

衣等の洗濯を同一事業者の他の事業場で行う場合や他の事業者と契約して事業場外で行う場合を含むこと。

ケ 特別管理物質の追加（特化則第38条の3関係）

1, 2-ジクロロプロパン等（1, 2-ジクロロプロパンを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に限る。）を特別管理物質に追加したこと。

これに伴い、1, 2-ジクロロプロパンは、特化則第38条の3の作業場内掲示、特化則第38条の4の作業記録の保存、特化則第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存及び特化則第53条の記録の提出の対象となることに留意すること。

コ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る措置（特化則第38条の8関係）

(ア) 1, 2-ジクロロプロパン等については、その含有する有機溶剤の有無、種類及び量によって有機則第1条第1項第3号の「第1種有機溶剤等」、同項第4号の「第2種有機溶剤等」又は同項第5号の「第3種有機溶剤等」に相当する場合があります、それに応じて、準用する有機則の規定が区別されるものであること。

1, 2-ジクロロプロパンを勘案しない場合に「第3種有機溶剤等」に区分される物について、特化則第38条の8において準用する有機則第1条第1項の規定により「第2種有機溶剤等」に相当することとなる場合、有機則第25条の適用に際し、「第2種有機溶剤等」として取り扱うこと。

(イ) 特化則第38条の8において準用する有機則第24条の規定に基づく掲示は、「有機溶剤中毒予防規則第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」（昭和47年労働省告示第123号）により行うこと。

(ウ) 特化則第38条の8において準用する有機則第24条の掲示事項と、特化則第38条の3の掲示事項をまとめて掲示して差し支えないこと。この場合、共通の事項について重ねて掲示する必要はないこと。

サ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る特殊健康診断（特化則第39条、第41条の2関係）

(ア) 事業者は、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第39条関係）

(イ) 1, 2-ジクロロプロパンは、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。）を行う場合には、有機則第29条第2項及び第5項に規定する項目について特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第41条の2関係）

(ウ) 第38条の8の規定において準用する有機則第3条の規定により、1, 2-ジクロロプロパン等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(イ)の特殊健康診断の実施を要しないこ

ととしたこと。（特化則第41条の2関係）

シ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存並びに報告（特化則第40条、第41条、第41条の2関係）

（ア）1，2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1，2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者に対して実施した特殊健康診断の結果の記録（特化則第39条の特殊健康診断に係るものに限る。）について、30年間保存しなければならないこととしたこと。（特化則第40条関係）

（イ）サの（イ）の特殊健康診断の結果の記録については、5年間保存しなければならないこととしたこと。（特化則第41条の2関係）

（ウ）サの（イ）の特殊健康診断を行ったときは、特化則第41条の2において準用する有機則第30条の3の規定に基づき、有機溶剤等健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければならないこととしたこと。（特化則第41条の2関係）

ス エチルベンゼン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの、並びに1，2-ジクロロプロパン等に係る特殊健康診断の項目（特化則別表第3、別表第4関係）

（ア）エチルベンゼン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他のものに係る特殊健康診断の項目について

エチルベンゼン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目のうち、尿中のマンデル酸の量の測定については、尿中マンデル酸の半減期を踏まえ、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたこと。（別表第3関係）

（イ）1，2-ジクロロプロパン等に係る特殊健康診断の項目について

1，2-ジクロロプロパンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや肝機能障害、皮膚粘膜の刺激症状、溶血性貧血等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、1，2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1，2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を受けていないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の1，2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、1，2-ジクロロプロパンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状

況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

③ 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、1, 2-ジクロロプロパンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。発赤とは、眼の発赤をいうこと。なお、「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④ 「血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、1, 2-ジクロロプロパンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

⑤ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「腹部の超音波による検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいうこと。

⑦ 「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

⑧ 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、1, 2-ジクロロプロパンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。

なお、「赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑨ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則

第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

セ 法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象物に係る裾切値（特化則別表第5関係）

改正政令による施行令第22条第2項の改正により、法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象業務として、1, 2-ジクロロプロパン又はこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを用いて屋内作業場において行う印刷機等の洗浄又は払拭の業務が規定されたことに伴い、これらの物に係る裾切値を1%としたこと。

ソ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄払拭業務を特殊健康診断の対象業務として規定したことに伴い、特化則様式第3号について所要の改正を行ったこと。（特化則様式第3号（裏面）関係）

(3) 施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

(74) 経過措置（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

ア 改正省令の施行の日（平成25年10月1日）において現に提出されている改正省令による改正前の安衛則の様式による申請書は、改正省令による改正後の相当様式による申請書とみなすこととしたこと。また、改正省令の施行の際、現に存する改正省令による改正前の様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができることとしたこと。（改正省令附則第3条、第4条関係）

イ 特化則第38条の8において準用する有機則第5条若しくは第6条の規定に規定する1, 2-ジクロロプロパン等に係る局所排気装置等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成26年1月1日前に行う場合には、安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく計画の届出を要しないこととしたこと。（改正省令附則第2条関係）

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う設備で、改正省令の施行の日（平成25年10月1日）において現に存するものについては、平成26年9月30日までの間は、特化則第38条の8において準用する有機則第5条及び第6条の規定は、適用しないこととしたこと。（改正省令附則第5条関係）

※ 本通達において、特定化学物質の類型の一つとしてのエチルベンゼン等については、「エチルベンゼン等」と表記していること。

1, 2-ジクロロプロパン等に係る特定化学物質障害予防規則の適用整理表

注：本表には有機溶剤中毒予防規則の準用は含まない。

条文		内容	1, 2-ジクロロプロパン等(1, 2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1, 2-ジクロロプロパン等(1, 2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	2	定義	「エチルベンゼン等」	
	2の2	適用除外業務	(洗淨・払拭業務以外の業務を除外)	
第2章 製造等に係る措置	3	第1類物質の取扱いに係る設備	×	
	4	特定第2類物質、オーラミン等の製造等に係る設備	×	
	5	特定第2類物質、管理第2類物質に係る設備	×	
	6～6の3	第4条、第5条の措置の適用除外	×	
	7	局所排気装置等の要件	×	
	8	局所排気装置等の稼働時の要件	×	
第3章 用後処理	9	除じん装置	×	
	10	排ガス処理装置	×	
	11	廃液処理装置	×	
	12	残さい物処理	×	
	12の2	ぼろ等の処理	●	×
第4章 漏えいの防止	13～20	第3類物質等の漏えいの防止	×	
	21	床の構造	×	
	22・22の2	設備の改造等	●	×
	23	第3類物質等が漏えいした場合の退避等	×	
	24	立入禁止措置	●	×
	25	容器等	●	● (一部適用)
	26	第3類物質等が漏えいした場合の救護組織等	×	
第5章 管理	27・28	作業主任者の選任、職務	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等	×	
	36～36の4	作業環境測定	●	×
	37	休憩室	●	×
	38	洗淨設備	●	×
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
	38の3	掲示	●	×

	38の4	作業記録	●	×
第6章 健康診断	39～41	健康診断	●	×
	42	緊急診断	●	● (一部適用)
第7章 保護具	43～45	呼吸用保護具、保護衣等の備え付け等	●	×
第8章 製造許可等	46～50の2	製造許可等に係る手続き等		×
第9章 技能講習	51	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		×
第10章 報告	53	記録の報告	●	×

(注) 1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

1, 2-ジクロロプロパン等に係る有機溶剤中毒予防規則の準用整理表

条文		内容	1, 2-ジクロロプロパン等(1, 2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1, 2-ジクロロプロパン等(1, 2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	1	定義		●
	2	適用除外(許容消費量)	●(※1)	●(※3)
	3・4	適用除外(署長認定)	●(※2)	●(※4)
第2章 設備	5	第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等に係る設備		●
	6	第3種有機溶剤等に係る設備		●
	7~13の3	第5条、第6条の措置の適用除外		●
第3章 換気装置の性能等	14~17	局所排気装置等の要件		●
	18	局所排気装置等の稼働時の要件		●
	18の2・18の3	局所排気装置等の稼働の特例許可		●
第4章 管理	19・19の2	作業主任者の選任、職務		×
	20~23	定期自主検査、点検、補修		●
	24	掲示		●
	25	区分の表示		●
	26	タンク内作業		●
	27	事故時の退避等		●
第5章 測定	28~28の4	作業環境測定	●(※5・6)	●(※6)
第6章 健康診断	29~30の3	健康診断	●(※5・7)	●(※7)
	30の4	緊急診断		×
	31	健康診断の特例	●(※5)	●
第7章 保護具	32~34	送気マスク等の使用、保護具の備え付け等		●
第8章 貯蔵と空容器の処理	35・36	貯蔵、空容器の処理		×
第9章 技能講習	37	有機溶剤作業主任者技能講習		● (特化則第27条により適用)

(注) 1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

※1 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第7章について適用除外

※2 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第42条第2項について適用除外

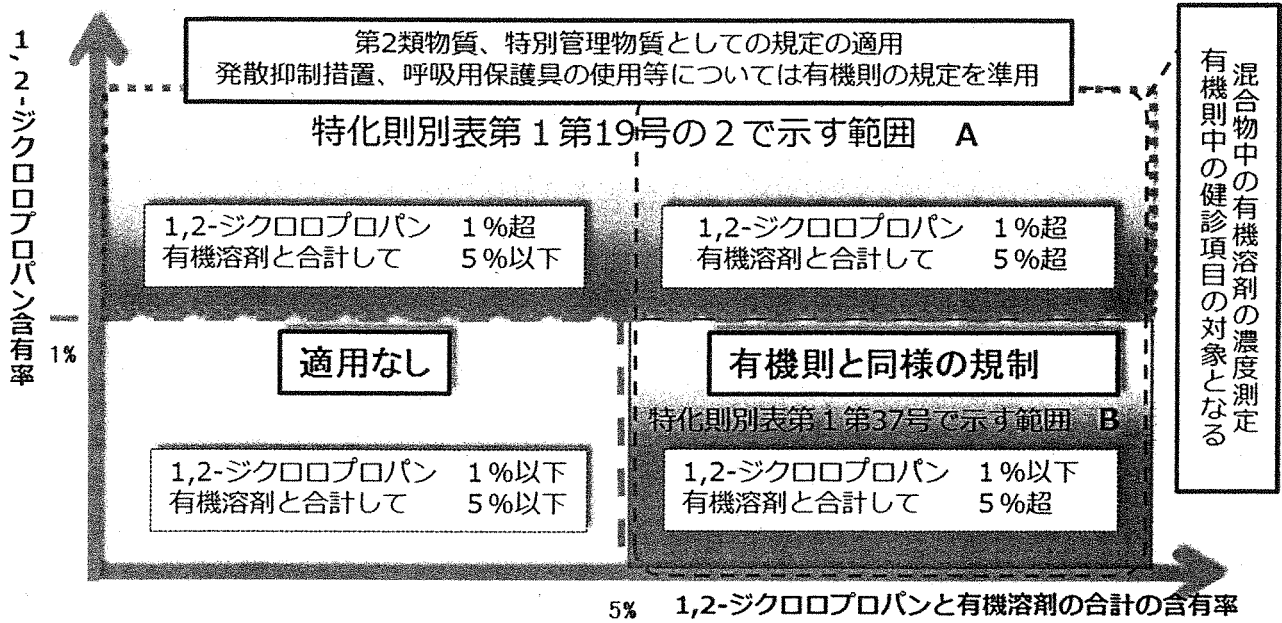
※3 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第7章及び特化則第27条について適用除外

※4 第2章、第3章、第4章(第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第27条、第42条第2項について適用除外

※5 1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量が5%以下のものを除く。

※6・7 作業環境測定に係る保存義務は3年間、健康診断に係る保存義務は5年間。

1, 2-ジクロロプロパン等に係る規制内容 概念図



特定化学物質障害予防規則等を改正しました

1,2-ジクロロプロパンについて 健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。
(一部には経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、1,2-ジクロロプロパンについて規制が必要とされましたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目次

今回の改正による主な規定の適用一覧	1
1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用	1
有害性・性状・用途	2
容器・包装への表示（ラベル）	2
規制対象の範囲	2
1,2-ジクロロプロパン規制の概要	3
発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）	3
局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具	3
必要な保護具の備え付け	4
作業主任者	4
作業環境測定	5
健康診断	6
特別管理物質としての措置	8
その他の措置	8
有機則の準用の適用除外	9
健康管理手帳	10



今回の改正による主な規定の適用一覧

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物		
安衛法	57	表示(1,2-ジクロロプロパンを0.1%以上含有する場合)	●		
	57の2	文書の交付(同上)	●		
	88	計画の届出	●		
特定化学物質障害予防規則	2	定義	「エチルベンゼン等」		
	2の2	適用除外(業務)	●(洗浄または払拭業務以外全て)		
	12の2	ぼろ等の処理	●	×	
	22,22の2	設備の改造等	●	×	
	24	立入禁止措置	●	×	
	25	容器等	堅固な容器	●	
			容器等への表示と保管	●	×
			空容器の保管上の措置	●	
			貯蔵場所の設備	●	
	27(28)	作業主任者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)		
	36	作業環境の測定(1,2-ジクロロプロパン)	実施	●	
			記録の保存	●(30年)	
	36の2	測定結果の評価	管理濃度	●(30年)	
				10ppm	
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置	●		
	37	休憩室	●	×	
	38	洗浄設備	●	×	
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×	
	38の3	掲示	●	×	
	38の4	作業の記録	●(30年)	×	
	38の8	特別規定	有機則の準用		
	39~40の3	健康診断(1,2-ジクロロプロパン)	雇入れ・配置替え、定期	●	
			配転後	●	
記録の保存			●(30年)		
41	健康診断結果の報告	●			
42	緊急診断	●	●(一部適用)		
43~45	呼吸用保護具等の備え付け	●	×		
53	記録の報告(事業場廃止時)	●	×		

1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパン1%を超えて含有する物		1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物	1,2-ジクロロプロパン1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物
		1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物			
1	定義	●	●			
2~4	適用除外(許容消費量)	●	●			
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	●			
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	●			
7~13	適用除外(周壁開放・臨時・短時間・設置困難等)	●	●			
14~18の3	局排等の性能要件等	●	●			
20~23	定期自主検査、点検、補修	●	●			
24	掲示	●	●			
25	区分の表示	●	●			
26	タンク内作業	●	●			
27	事故時の退避等	●	●			
有機溶剤中毒予防規則	28	作業環境の測定(有機溶剤混合物)	実施	●*	●	
			記録の保存	●*(3年)	●(3年)	
	28の2	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)		
	28の3、28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●		
	29~30の2の2	健康診断(有機溶剤混合物)	雇入れ、定期	●*	●	
			記録の保存	●*(5年)	●(5年)	
	30の3	健康診断結果の報告	●*	●		
31	健康診断の特例	●*	●			
32~34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用 保護具の数等		●			

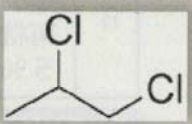
*1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

◆このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。
 労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令
 特定化学物質障害予防規則→特化則 有機溶剤中毒予防規則→有機則
 特定化学物質障害予防規則別表→特化則別表

1,2-ジクロロプロパンが 安衛法による表示対象物質、特定化学物質の第2類物質の「エチルベンゼン等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン		CAS No. 78-87-5
発がん性: 長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い。 その他 : 中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。 (沸点96℃、蒸気圧27.9kPa(20℃))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物



容器・包装への表示 (ラベル) 安衛法第57条、安衛令第18条など

1,2-ジクロロプロパン、これを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要

表示事項

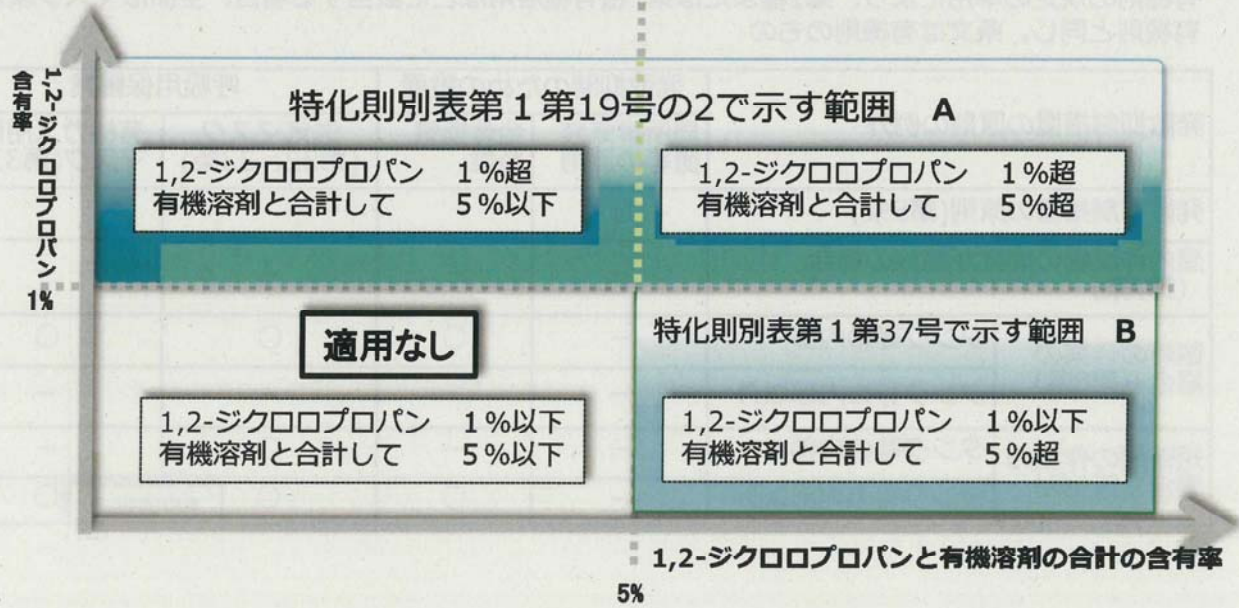
①名称②成分③人体に及ぼす影響④貯蔵または取扱い上の注意
⑤表示者の氏名、住所、電話番号⑥注意喚起語⑦安定性及び反応性⑧標章

▶平成25年10月1日から義務化

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外
※平成25年10月1日時点で既に存在する物については、平成26年3月31日までは適用除外

規制対象の範囲 特化則第2条の2

- ◆対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物を用いて行う洗浄、または払拭業務（以下「1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という）で、屋内作業場などにおいて行うもの（屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
- ※【容器・包装への表示】については洗浄、または払拭用に限らず、すべての物が対象
- ◆対象となる1,2-ジクロロプロパン含有物は以下の図のA、Bの部分



1,2-ジクロロプロパン規制の概要

A,Bの区分は前ページ下図も参照

	1,2-ジクロロプロパンの含有量	規制の概要
A	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超えるもの	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用
B	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以内で、かつ1,2-ジクロロプロパンと有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの	有機溶剤と同様の規制

発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）

特化則第38条の8
有機則の規定を準用

	A	B
発散抑制措置（局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査など）	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用など	○	○
必要な保護具の備え付け	○	×

屋内作業場などにおいて1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者を従事させるときは、1,2-ジクロロプロパンの蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じることが必要

- 1,2-ジクロロプロパンが発散する屋内作業場での発散抑制措置（発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置）
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
 - ・構造、性能などについて一定の要件を満たすこと（局所排気装置の制御風速など）
 - ・1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後などの点検が必要
 - ・設置計画の届け出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要）

▶平成26年10月1日から義務化 ただし、平成25年10月1日～平成26年9月30日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を平成25年12月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要

局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具

有機則の規定

有機則の規定の準用により、第1種または第2種有機溶剤などに該当する場合、全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの

発散抑制措置の原則の例外	発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
	局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
発散抑制措置の原則(第5条)	○			
屋内作業場の周壁が開放の場合(第7条)	-	-	-	-
臨時の作業の場合(第8条)	タンク等の内部	-	○	○
	タンク等の内部以外	-	-	-
短時間の作業の場合(第9条)	タンク等の内部	-	○	-
	タンク等の内部以外	-	○	○

吹付け作業のみ

発散抑制措置の原則		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
		局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
壁、床、天井について行う業務の場合(第10条)	タンク等の内部以外	-	○	○	○
	タンク等の内部	-	○	○	○ 全面形マスク
他の屋内作業から隔離の場合(第11条)		-	○	○	○
代替施設の設置の場合(第12条)		-	-	-	-
労働基準監督署長の許可を受けた場合(第13条～第13条の3)		-		○(一部)	○(一部)

上記のほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

◆屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合(第33条1項6号) ◆屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業(第33条1項7号)	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスク
エチルベンゼン、または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業(第32条1項1号)	送気マスク

必要な保護具の備え付け

(特化則第43条から第45条)

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効か清潔に保持



防毒マスク
(半面形)



送気マスク
(エアラインマスク
全面形)

作業主任者

(特化則第27条、第28条)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要(試験研究のため取り扱う作業を除く) ▶平成26年10月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

- ◆「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- ◆作業主任者の職務
 - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること
 - ④ タンクの内部において1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

作業環境測定

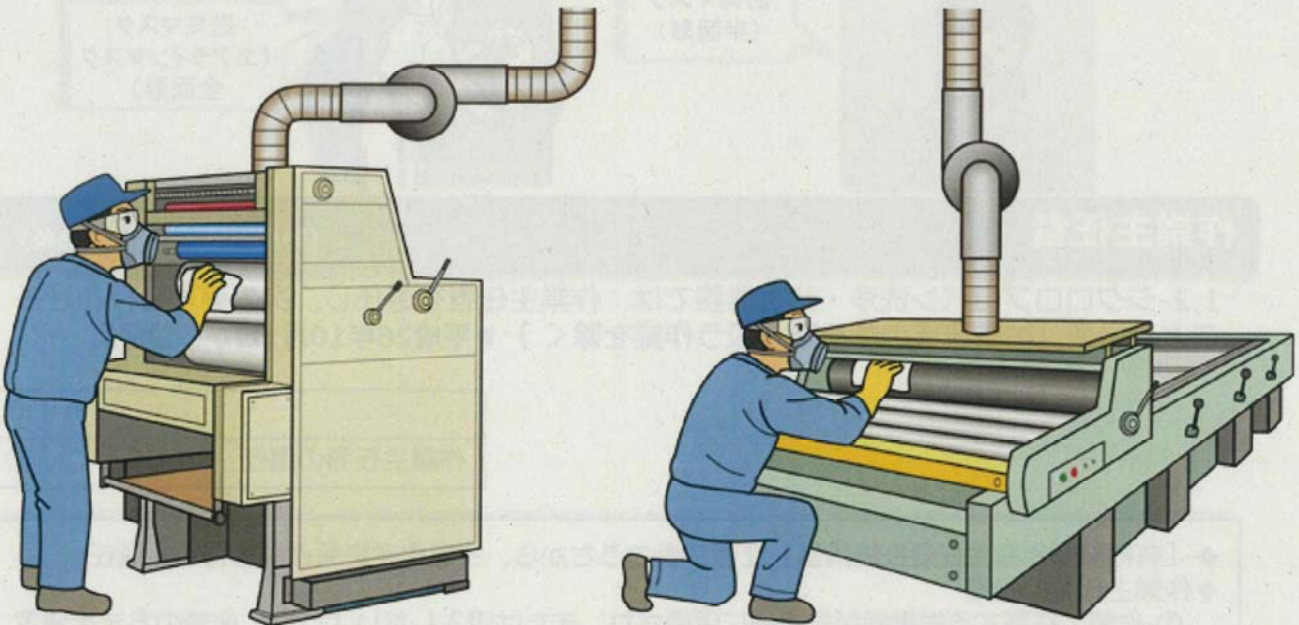
特化則第36条～第36条の5

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要 ▶平成26年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの測定	○ (30年)	○ (30年)	○ (3年)
混合有機溶剤の各成分の測定	○ (3年)	×	○ (3年)
※1,2と有機溶剤との合計5%超の場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤についても測定 ※ () 内は測定と評価の記録の保存期間			

- ◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施
- ◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1,2-ジクロロプロパン	10 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法



健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要 ▶平成25年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○ (5年)	×	○ (5年)
過去に従事させたことのある労働者の1,2-ジクロロプロパン特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
緊急診断	○	○	○
※ () 内は健康診断の結果の保存期間			

- ◆ 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- ◆ 健康診断の結果（個人票）を保存
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる



1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断項目 (1,2-ジクロロプロパン1%超に適用)

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状、または自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状、または自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に関する症状は、その業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清総ビリルビン、血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）、アルカリホスファターゼ

【二次健診項目】

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、
 - ・腹部の超音波による検査等の画像検査
 - ・CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
 - ・赤血球数等の赤血球系の血液検査（網状赤血球数の検査を含む）または血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査は、当該業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る）

有機則に定める特殊健康診断項目 (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超に適用)

- ① 業務の経歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴、尿中蛋白、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中蛋白の検査を除く）、神経内科学的検査の既往の異常所見
- ③ 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④ 尿中の蛋白の有無の検査

【医師が必要と認める場合】

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く。）
- ⑤ 神経内科学的検査

【健康診断実施上の留意点】

- ◆「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。
- ◆1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断項目(1,2-ジクロロプロパン1%超に適用)と有機則に定める特殊健康診断(1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超に適用)とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。
- ◆健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ◆健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、38条の4、38条の8

取扱い上の注意事項など下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示
▶平成25年10月1日から義務化

	A	B
1,2-ジクロロプロパンについて ✓ 名称 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意事項 ✓ 使用すべき保護具	○	-
有機溶剤について ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意 ✓ 中毒が発生した時の応急措置	○	○
有機溶剤等の区分（色分け等の方法）	○	○

作業の記録の保存 常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存 ・労働者の氏名 ・従事した作業の概要と従事期間 ・1、2-ジクロロプロパンにより著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置 ▶平成25年10月1日から義務化

	A	B
記録と保存期間	○30年	-

その他の措置

特化則第12条の2、特化則第22条、第22条の2、第24条、38条の2、第38条の8、第53条
 （有機則第26条、27条準用）

▶平成25年10月1日から義務化

	A	B	
ぼろ等の処理 （特化則第12条の2）	○	-	
対象物に汚染されたぼろ（ワニス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に収めておく			
設備の改造等の作業（特化則第22条、22条の2）	○	-	
立入禁止措置（特化則第24条）	○	-	
関係者以外の立入禁止とその旨の表示			
休憩室、洗浄設備の設置（特化則第37条及び第38条）	○	-	
喫煙、飲食の禁止（特化則第38条の2）	○	-	
容器等 （特化則第25条）	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管	○	-
	空容器を一定の場所で保管	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備	○	○
タンク内作業、事故の場合の退避 （特化則第38条の8（有機則第26条、27条準用））	○	○	
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 （特化則第53条）	○	-	

有機則の準用の適用除外

消費する有機溶剤などの量が少量で、許容消費量を超えない場合に、有機則準用の適用除外対象になるかどうかは下表のとおりです。

規制内容	A	B
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
特殊健康診断	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

- ◆屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）
作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき
- ◆タンク等の内部
1日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1 / 15 \times A$
第2種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$
備考 W = 有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム） A = 作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位：m ³ ） ただし、気積が150m ³ を超える場合は、150m ³ とする	

- ◆消費する有機溶剤等の量にはエチルベンゼン等（1,2-ジクロロプロパンを含む）の量が含まれる
- ◆作業環境測定、特殊健康診断については、所轄の労働基準監督署長の適用除外認定が必要。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が 健康管理手帳交付対象業務になりました

健康管理手帳

安衛則第53条（安衛法第67条）

制度概要

1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方に対し、離職時、または離職後に、健康管理手帳を交付します。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6カ月に1回、無料で受けることができます。

対象業務

1, 2-ジクロロプロパン（重量の1パーセントを超えて含有する製剤、その他の物を含む）を取り扱う業務（厚生労働省令※で定める場所における印刷機、その他の設備の清掃の業務に限る）

※厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所

交付要件

対象業務に3年以上従事した経験があること

対象者

対象業務に従事していた方※

※対象業務を行っていたが、転職・退職により、現在は対象業務から離れている方も含みます。

施行日

平成25年10月1日

条文の参照は
電子政府の総合窓口 (e-GOV) 法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局、または労働基準監督署
(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>では、
改正内容などの詳細を順次掲載する予定です。

(平成25年8月作成)

1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質へ ～過去に業務従事していた労働者も健康管理が必要です～

労働安全衛生法施行令等が改正され、1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質に追加されました。洗淨・払拭業務に従事する労働者等に対し、健康障害防止措置を講ずる必要があります。

1,2-ジクロロプロパンとは

- ・ オゾン層破壊物質の代替品として、主に1990年代中ごろから2012年ごろまでに販売されたインク洗淨剤に含まれています(有害性は、裏面参照)。
- ・ 洗淨・払拭業務を行わせる場合は、次のような措置を講じなければなりません。

作業主任者の選任
局所排気装置等の設置
作業環境測定
作業場への掲示
作業の記録

特化則第27条(平成26年10月から)
特化則第38条の8(平成26年10月から)
特化則第36条,第36条の5(平成26年10月から)
特化則第38条の3(平成25年10月から)
特化則第38条の4(平成25年10月から)

健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5 (平成25年10月から)

- 対象:1,2-ジクロロプロパン洗淨・払拭業務に ①常時従事する労働者、②常時従事させていたことがあり現に雇用している労働者
 - 方法:6月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について実施
 - 保存:健康診断結果個人票(様式第2号)による (30年間)
 - 通知:健康診断の結果を労働者に通知
 - 提出:所轄労働基準監督署長に、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を提出
- ※ 有機溶剤に1,2-ジクロロプロパンを混合し、その合計が5%を超える場合は、混合有機溶剤としての健康診断も必要です。

1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断のポイント

- ・ 1%を超えて含まれている製品を用いて、洗淨・払拭業務に常時従事していた労働者が対象です。
- ・ 検査は問診と血液検査が中心です。急性中毒だけではなく、吸い込んで何年も経ってから発症する*胆管がんなどの検査を含みます。
* 高濃度ばく露を長期間にわたり続けると、胆管がん発症の可能性があるとされています。
- ・ 特殊健康診断は、一般定期健康診断とは異なり、労働者数50人未満でも健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出してください。

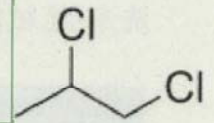
健康管理手帳

安衛則第53条(安衛法第67条)

このうち、3年以上の従事経験などの要件を満たす方については、離職後も健康診断を行っていただく必要があります。離職時に、都道府県労働局で健康管理手帳の交付を受けてください。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン		CAS No. 78-87-5
発がん性: 長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い その他: 中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。(沸点96°C、蒸気圧27.9kPa(20°C))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物



内容についてのお問合せは、都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課で承ります。

都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3007
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8223
福島	960-8021	福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎	024(536)4603
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5004
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6206
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1616
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-5-7 横浜第2合同庁舎	045(211)7353
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3505
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井	910-8559	福井市春山1-1-5-4 福井春山合同庁舎	0776(22)2657
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2855
長野	380-8572	長野市中御所1-2-2-1	026(223)0554
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-1-3 岐阜合同庁舎	058(245)8103
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-5-0 静岡地方合同庁舎	054(254)6314
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256
三重	514-8524	津市島崎町3-2-7-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6650
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町4-5-1	075(241)3216
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-6-7 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6500
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9153
奈良	630-8570	奈良市法蓮町3-8-7 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-8-9-9	0857(29)1704
島根	690-0841	松江市向島町1-3-4-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-3-0 広島合同庁舎第2号館	082(221)9243
山口	753-8510	山口市中河原町6-1-6 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川	760-0019	高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎	087(811)8920
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5204
高知	780-8548	高知市南金田1-3-9	088(885)6023
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4798
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3186
大分	870-0037	大分市東春日町1-7-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3213
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-2-2 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町1-3-2-1 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)4402

